

アナログ規制見直しに係る一括改正条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11 年条例第 50 号）新旧対照表

改正後	改正前
（駐車場等管理者の責務） 第 103 条 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合（第 102 条第 1 項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。 2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、<u>書面、ディスプレイその他の適切な手段</u>により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。	（駐車場等管理者の責務） 第 103 条 自動車の駐車又は保管のための施設を管理する者は、当該施設を利用する者に対し、当該施設内で自動車の駐車をする場合（第 102 条第 1 項ただし書に該当する場合を除く。以下同じ。）における自動車の原動機の停止を指導するよう努めるとともに、当該停止をしないことに伴う周辺環境への被害の防止に努めなければならない。 2 次に掲げる施設で規則で定める規模以上のものを管理する者は、看板、放送、<u>書面等</u>により、当該施設を利用する者に、自動車の駐車をする場合においては原動機の停止をすべきことを周知させる措置を講じなければならない。